

令和6年 第2回

# 南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

## 令和6年南会津町議会全員協議会会議録目次

5月16日（木）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
(株)みなみあいづ経営改善計画について	4
南会津町観光施設評価業務報告書について	3 3
南会津町議会運営申合せ事項の一部改正について	4 3
◎閉会の宣告	5 3

# 令和6年第2回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和6年5月16日（木曜日）午後1時開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
  - (1) (株)みなみあいづ経営改善計画について
  - (2) 南会津町観光施設評価業務報告書について
  - (3) 南会津町議会運営申合せ事項の一部改正について
- 4 閉会

## 出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

## 欠席議員（なし）

## 説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部秀介	商工観光課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長

平野芳和	南郷総合支所長	小勝秀勝	舘岩総合支所長
野中昭一	伊南総合支所長	星徹也	南郷総合支所長
佐藤隆士	振興課長兼 総合政策 課長補佐兼 企画政策係長	長沼正憲	商工観光 課長補佐兼 商工振興係長
樋口和夫	商工観光課 観光交流係長	佐藤洋一	株式会社 みなみあいづ 代表取締役社長
星和明	株式会社 みなみあいづ 代表取締役 副社長	渡部章	株式会社 みなみあいづ 取締役総務部長
湯田弘信	株式会社 みなみあいづ 取締役 企画営業部長	中野喜美男	株式会社 みなみあいづ 取締役たかつえ 事業部長

事務局職員出席者

星博文	事務局長	阿久津文稔	事務局
-----	------	-------	-----

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和6年第2回南会津町議会全員協議会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第はお手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、2点についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目の株式会社みなみあいづ経営改善計画についてであります。会社として、令和5年度中を目標に経営改善計画の策定を進めてまいりましたが、令和6年3月29日に、町に対し計画書が提出されましたので、その内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目でございますが、南会津町観光施設評価業務報告書についてであります。

令和5年9月議会で予算の議決をいただき、年度末の納期で一般社団法人福島県中小企業診断協会に業務委託をしておりましたが、このたび報告書が納品されましたので、その概要についてご説明をさせていただきます。

以上2項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営につきまして、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 株式会社みなみあいづ経営改善計画についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 総合政策課長の星良栄です。よろしくお願いします。

まず、株式会社みなみあいづの経営改善につきましては、資料1になりますので、ご覧いただきたいと思えます。

経営改善の作り込みにつきましては、事業収支計画ほか、会社としての策定方針や経営理念、経営ビジョン、社員行動計画、それと、経営改善に向けた具体的な取組が盛り込まれていることから、経営改善計画の1ページと次の2ページの策定方針につきましては、株式会社みなみあいづ、佐藤社長から、3ページ以降、事業収支計画以降であります。これらにつきましては、星副社長から説明をしていただきます。

私からは、これまでの経過と町の考え方についてご説明させていただきますので、ご承知願います。

まず、これまでの経過についてご説明させていただきます。

株式会社みなみあいづは、スキー場、宿泊施設、道の駅たじま、ふれあいステーションプラザなどの売店やレストラン、ゴルフ場のほか、古町温泉赤岩荘などの保養施設など、町から管

理運営を受託し、観光誘客、福祉サービス、教育振興に大きな役割を担っている会社であります。

令和2年4月に、みなみやま観光株式会社、会津高原リゾート株式会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社が統合し、株式会社みなみあいづが設立されました。設立時から社会は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るいまして、その影響により大きな損害を受け、資金不足に陥ったことから、町は令和2年度に出資金1億3,000万円、支援金1億円、さらに、令和3年度においては支援金2億円の支出をまいりました。

その際に、町としての関わり方の見直し、自立した第三セクターになるよう、会社の経営改善に向けた抜本的な改革を進める必要がある旨を、令和4年3月議会定例会時の議会全員協議会でご説明させていただきました。これまで経営の状況を把握しながら、経営改善に向け、会社と協議を重ねてまいったところであります。

今回の改善計画につきましては、令和8年度以降、経常損益が黒字になっています。

資料の4ページをご覧くださいと思います。

改善計画のその次の5ページ、6ページをご覧ください。

その積み上げの各施設の経常収支、売上げであったり営業利益、経常利益が載せられています。だいくらスキー場から、合計で17部門ありますが、6ページに掲載されている8部門については、会社として黒字が見込めない施設部門と判断しており、令和7年度以降の収支が空欄になっております。会社を存続させていくため、この8部門については、令和6年度に町と協議し、令和7年度以降の運営を判断していくこととされております。

今後の町の対応についてであります。これまで町では、会社の経営状況について注視し、会社と協議を進めてまいりました。しかし、改めてこの計画を受けまして、計画の進捗管理を進めるとともに、町は施設の在り方について、関係団体や住民と議論を重ねながら、検討を加速し、会社の自立を促してまいりたいと、こう考えております。

私からの説明は以上です。

○山内 政議長 株式会社みなみあいづ社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 私は、株式会社みなみあいづの社長を仰せつかっております佐藤洋一でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大変ご多忙の中、経営改善計画の説明の機会をいただき、厚く感謝申し上げます。私どもは、議会のルールにつきましては全く無知でありますので、ご無礼がありましたらお許しいただきたいと思っております。

早速、経営改善計画の説明をさせていただきます。

初めに、経営改善計画の策定に当たっての方針ですが、コロナ禍に加え、エネルギー価格の急激な上昇をはじめとする物価の高騰、賃金上昇など著しい経営環境の悪化と、さいたま市少年自然の家の改修工事が令和6年3月に完了し、令和5年度で宿泊受入れが終了することで、令和6年度以降、宿泊施設の収支状況が悪化すると見込まれていることから、令和6年度から5か年の経営改善計画を策定いたしました。

当社の試算によりますと、現状のまま会社経営を続けると、令和6年度以降5年間の累積欠損額は約2億4,000万円に上り、会社存続の危機となります。会社を存続させていくためには黒字化が必要です。

そこで、令和7年度以降、黒字化が困難な施設について、町当局との協議により、受託の在り方について決めていくという経営改善計画を策定いたしました。あくまでも存続・廃止の協議ではなく、会社としての受託の是非を協議するものでございます。

各施設の具体的施策は、並行して取り組んでまいります。進捗状況につきましては、定期的な内部会議により検証してまいります。さらに、オールふくしま伴走支援を活用し、第三者機関による計画の客観的検証と評価・改善提案を踏まえ、本計画の修正・改善を行ってまいります。

次に、令和5年12月に策定した経営理念、経営ビジョン、社員行動宣言でございますが、経営理念、観光交流の推進によって、人が集まるまちづくりに貢献します。これを実現するため、経営ビジョン3つ、社員の行動宣言5つ、これを真摯に、役職員一同、取り組んでまいります。

なお、収支計画と具体的取組につきましては、副社長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○山内 政議長 株式会社みなみあいづ副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 私は、株式会社みなみあいづ副社長、星和明と申します。よろしくお願いたします。

私からは、収支計画等のご説明をさせていただきます。

4ページにございます事業収支計画でございますが、令和5年度見込額につきましては、1月までの実績に2月、3月の計画を加算した数値となっております。指定管理料を含む総売上げ17億9,334万3,000円、うち指定管理料1億858万6,000円、売上原価3億9,776万3,000円、販売費及び一般管理費13億4,423万4,000円、営業利益5,134万5,000円、営業外収益、費用を

加減した経常利益は6,090万7,000円を見込んでおります。

令和6年度につきましては、現在受託している施設を全て運営することで作成をしております。また、さいたま市小・中学校の宿泊がなくなることで、アストリアホテル、ホテル南郷の売上げが大幅に減少することを見込んでいます。

アストリアホテルでは、教育旅行・合宿募集ツアー等の誘客活動、ホテル南郷では、さいたま市の市報などでPR活動を行うなど誘客活動を、さいたま市小・中学校が宿泊している時点から実施をしておりますが、さいたま市小・中学校の穴を埋めるに至っていないのが現状でございます。

令和6年度の収支計画は、指定管理料を含む売上高16億380万1,000円、うち指定管理料1億978万8,000円、売上原価3億6,926万8,000円、販売費及び一般管理費12億9,926万5,000円、営業損失6,473万2,000円、営業外収益、費用を加減しました経常損失6,519万6,000円を見込んでおります。

令和7年度は、社長が説明したとおり、黒字化が困難な施設を除く8施設と総務で計画を策定しております。収支計画は、指定管理料を含む総売上げ13億3,162万7,000円、うち指定管理料9,710万4,000円、売上原価2億9,678万4,000円、販売費及び一般管理費10億3,862万8,000円、営業損失378万5,000円、営業外収益、費用を加減しました経常損失434万3,000円でございます。

部門別の損益は5ページ、6ページにございますが、5ページにつきましては、令和7年度以降も継続して運営していく施設8施設と総務になります。

アストリアホテルは、冬期の教育旅行などの宿泊者がたかつえスキー場売上げに大きく貢献していること、グリーンシーズンにおいても教育旅行、合宿、一般顧客の宿泊があること、ゴルフ場は、グリーンシーズンにおけるアストリアホテルの一般宿泊者の誘客に貢献していることから、引き続き運営していくこととしております。計画では、令和8年度の黒字化を目標としております。

令和7年度以降、黒字化が困難な施設、6ページの8施設となります。8施設のうち浄化槽につきましては、要員の確保が難しく、継続が困難であるとの考えから、令和6年度いっぱい閉鎖することといたしました。残りの7施設につきましては、黒字化が難しいことから、収支計画では除いておりますので、令和7年度以降、数値が空欄となっております。

7施設については、社長が説明したとおり、存続・廃止の議論ではなく、令和6年度に令和7年度以降の受託の在り方を町当局と協議し、決定したいというふうに考えております。会社

として黒字化を目指していくための方策であることをご理解いただきたいと存じます。

令和8年度以降の収支計画では、令和8年度に経常利益539万3,000円、最終令和10年度では、経常利益1,092万3,000円を見込んでおります。

7ページから24ページまでにつきましては、施設ごとの計画でございますので、説明を省略させていただきます。

26ページから146ページまで、経営改善のための具体的な取組を施設ごとに記載しております。売上げを増やす取組、経費削減の取組、施設整備などの要望事項をまとめております。

詳細は省略させていただきますが、全社での取組として、機構改革の実施と営業チームの新設がございます。機構改革では、令和7年4月1日付で組織の改編と受託施設の再構築を図ってまいります。受託施設の再構築は、町と協議して決定してまいります。

営業チームの新設は、組織改編の一部でございますが、特に力を入れて取り組む事項でございます。現在、各施設への誘客活動が満足にできている状況ではないため、専任者を配置し、ホテル、スキー場、ゴルフ場などへ、個人、教育旅行、団体、インバウンドの誘客を図ってまいりたいと考えております。

147ページから151ページまで、社員教育計画をまとめております。

社員を4階層3部門に分け、それぞれが求められるスキルに応じた研修メニューを策定し、各年度の計画に基づき研修を実施してまいります。また、資格・免許の取得費用の一部を助成し、業務遂行に必要な資格・免許を取得しやすい環境の整備を図ってまいります。

152ページは、社員等の創意工夫を経営に反映させることを目的として、提案制度に関する規定でございます。この規定を広く社員等に告知し、第2条に定める売上促進、経費の節減等、提案内容に沿った提案を募集し、改善に役立てていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、経営改善計画のご説明とさせていただきます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 まず初めに、策定方針と、それから経営理念、ビジョン、社員行動宣言について伺いたいと思いますが、まず、策定方針をつくるに当たって、どのような協議をなされたのか。つまり、策定方針を樹立するに当たって、参画した方々の役職というか、あるいは現場の方々がおられるのかどうか、そこをお聞かせください。

○山内 政議長 株式会社みなみあいづ社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 お答え申し上げます。

改善計画の策定に関わった人でございますが、社外取締役を含め、我々取締役が中心となつて、取りまとめをいたしたところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 先ほど聞いていて、主体者がいないので分かりにくかったんですが、その後、副社長の説明で分かったんですね。つまり、ここに、さいたま市少年自然の家の改修工事が令和6年3月に完了することで、今期で宿泊受入れが終了となりと。これ、どこの宿泊受入れが終了になるかと。

つまり、南郷と会津高原ホテル、アストリアというのかな、そこで受入れしているわけでしょう。つまり、工事中のさいたま市自然の家では受入れができないから、それを受入れしていた南郷や、あるいは会津高原リゾートのホテル、ここに分散していたということじゃないんですか。

○山内 政議長 株式会社みなみあいづ社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 お答えいたします。

今まで工事期間中は、アストリアホテルとホテル南郷にお泊まりいただいていたと。今年度で工事が完了いたしましたので、さいたまの少年自然の家を使えるようになったことによって、宿泊の減少が見込まれるというような意味でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そのように、副社長の説明で受け取りましたが、この文章から読み取れますか。私は読み取れませんね。

つまり、何を言いたいかといいますと、本当に現場の人たちが、この策定方針の決定に当たって参画していたのかという疑問なんですよ。

それで、あえて伺いますが、各施設の具体的な施策といいますけど、施策って何ですか。会社の施策って何ですか、教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 施策と申しますのは、ここに取り上げてございます各施設ごとの計画、改善計画の中の取組事項を指しておるものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 会社の経営というのは、できるだけ言葉を使うにも、具体的にイメー

ジ化ができるようにすべきだと私は思うんですよ。この策定方針を、例えばこれを読ませていただいで、私は、どんな状況をこれから会社が導き出すのか分からない。全然イメージができていない。

そこで、お伺いしますが、この具体的な施策を、今言ったようなことを取組して、そして、どういう状況を導き出したいというふうに思っているのか、これを作成するときに、恐らくイメージしたと思うんです。そのイメージを、分かる範囲で教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 お答えします。

イメージというのは確かに持ちながら、作成はいたしました。ただ、私どもに課せられた課題は、持続可能な会社経営だというふうに考えております。そういった意味で、まず黒字化を目指していきたいという考えの下に作成させていただきました。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 持続可能という言葉は非常に一般的になってきて、何かすばらしい方向が見えてくるような印象を受けますが、持続可能ほど難しいものはないですよ。なぜなら、周りの経済環境が変わっているんですよ。ここにも書いてあるじゃないですか、いわゆる経営環境の悪化と。

変わっていくんですよ。それを一つ一つどう対処していくかというのが、言ってみれば、経営理念の中のビジョンですよ。このビジョンをどういうふうにつくっていくかということが、このビジョンだと分からないんですよ、あまりにも抽象的過ぎて。

そこで、お聞きしますけど、地域に根差すというのはどういう意味ですか。どういうことをイメージしていますか、お聞かせください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 地域に根ざすというのは、この読んだとおりでございます。地域に根を張ってやっていくという考え方でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ以上ただしても、恐らく無理だと思うので、一つ視点を変えてお伺いしますが、社員一人一人が輝く職場といいます。社員一人一人が輝く職場、つまり人事管理のことですよ。人事管理で最も大事にしているものは何ですか、教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 人事管理につきましては、適材適所ということで行っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 適材適所とは、何をもって、何を指標で判断されますか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 社員の能力なり努力なり、そういったことが含まれるのかなというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 能力と努力は評価基準がありますか、教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 特別な評価基準はございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 幾ら深めようと思っても、多分、総括的な言葉のやり取りになってしまうと思いますので、これ以上迫及はしませんが、例えばその中で、地域の活動に積極的に参加します。参加しますというのは、会社として、誰がどういうふうに参加するのか。あるいは、参加させるに当たってのシナリオがあるのか教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 これは社員の行動宣言でございますので、社員がその地域によって、積極的に地域の活動に参加していこうというような考え方で、社員が作成したと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今は私が知る限り、どの会社も、いわゆる働き手不足という状況の中で、それぞれの日常業務を遂行している。そういう中で、地域の活動にどのように会社の業務をやりくりして参加するのか、その考えがあったら教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 この社員の行動宣言につきましては、社員自らが策定したということでございますので、恐らく社員それぞれの考え方があって、この言葉が出てきたのかなというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一番最初に私は、どういう方々が参加したと言ったら、役員等で作成

したというふうに話があったんですが、本来ならその部門、部門の責任ある人が出て、行動計画もつくるし、策定していくべきなんですが、そういうことを言いながら、これは、最終的に議会に報告をする、あるいは町に提出をする、これは誰がつくろうと、全て社長の責任じゃないですか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 もちろん、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、この言葉を作成したというのは、社員自らの考えで策定したということでございます。そこをご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が知っている、私の友人もしくは知人が経営する会社については、そこで社員の誰が作成しようと、最終的な決裁権者である社長が、私が認めましたと。その認めたことが、いわゆる世に出ていくわけですよ。そこは、ちょっとやっぱり社長としての認識が違うんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 それは、全責任は私にあるというふうには考えておりますので、当然これも、私の責任で町に提出したということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 会社の社長の答弁が、これから厳しい企業経営をしていく上で、どれだけ心もとないかということが私には感じられましたけど、そこでお聞きしますが、町は、いわゆる町長は株主として、今後、会社運営にどの程度参画をしていくのか、その決意を教えてくださいたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今回の会社の改善計画の中身について、随時、担当課を中心にして協議を重ねながら、今回、会社のほうから出てきたものを、会社の意思として受け取ったわけでございます。

町として、これから詰めていかななくてはいけない部分は多々あります。こういったものを、私も100%株主という立場もございますので、会社のほうと協議をして、例えば株主総会であったり、それから取締役会に参画をしたり、そういう中で意思疎通を図って、改善計画がしっかり進行できているかどうかも含めながら、確証と、それから、今後の改善点があれば改善をするというようなことで関わりを深めていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町長は以前、星野リゾートの社長の講演に出席をされていたと思いますが、このコロナ禍であり、物価の高騰等の支障をまともに受けています。それでも、そこに道を切り開いていこうという仕掛けをしているわけです。

彼らは必死なんですよ。運命がかかっている。株式会社みなみあいづも、そういう点では、全く変わらない企業経営だというふうに理解する。しかし、出資者が町ということで、行政機関です。行政は、必ずしも黒字化だけを目指すものではないんですよ。町のあらゆる課題、これに立ち向かっていかなきゃならない。そのときには、経営上やむを得ないという判断をせざるを得ないです。

しかし、その前に、会社に身を置く皆さんは、身を切る思いでやらなきゃいけないんです。そうすることが、公の金を会社につき込む、誰が見ても町民が納得するシステムであり、その踏み出し方が大事なんです。

それをもう少し、やっぱり今後、会社として、具体的にどのセクションでどういうことをして、そういうことをした人にはどういうメリット、あるいは会社の優遇処置を与えながら、そして、地域に参画させられるような環境をどうやってつくっていくのかということ、ぜひ今後、現場の声を聞きながら進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 ただいまの言葉を胸に深く刻みまして、今後、会社運営をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ある情報によりますと、これは社員ではないですが、再任用なのかもしれませんが、会社のほうに提案をしたという情報が入ってきております。残念ながら、うそかまことかは確認しておりません。

そこで、お伺いしたいんですが、そういう提案が、ここ1か月くらいの間にあったかどうか教えてください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 私が入社して1年ちょっとでございますが、その中で1件だけございました。提案制度ですね。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 あったということで認識をしまして、再度質問しますが、その提案は、どのように検討・協議されたのかお知らせください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 内部で協議させていただいて、特別あれの提案という結果にはならなかったというふうに認識しております。提案としては採用されましたが、段階的には中から下の提案だったかなというふうに認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 段階というのは、いわゆる職責のことを言っているのでしょうか。つまり、下のほうの提案は取り上げないと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 いや、そういうことじゃありませんので、ここにございます、提案制度の中に銅賞、銀賞、金賞というのがありますが、ここには残念ながら入らなかったというような結果だというふうに認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 答弁がもう少し前向きで明解であれば、これほど繰り返さなくてもいいんですが、要は、副社長の説明では、先ほど、働く人に研修をさせたいとか、あるいは提案を受けていきたいとかという話があったんですが、これは幾ら文言としてここに並べても、その実行体制、つまり、提案を受けたら何日以内に協議をし、協議をしたならば協議の履歴をきちっと残し、そして提案者にしっかりと回答を返してあげると、こういうシステム、流れをつくっておかなかつたら、ここで言って終わってしまいますよ。

私は一議員ですから、最後まで見届ける責任はありませんが、こういう資料を出されたときに、あなたはどのような理解を示し、どのような意見を述べたんですかということ問われるんです、町民から。

私、申し上げておきますが、ぜひ、皆さんは、ある意味、選ばれた人材なんです。ですから、その職責を全うするに当たって、ぜひ人事管理や何か、知らないことはやりようがないんです。学んで、まねてもいいから、いい方向に導いてくださいよ。

このことを強く申し上げて、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 では、事業収支計画書について伺います。

一応、事業収支計画書として、数字がかなり羅列されていますが、私のホテル経験から申しますと、ホテルの経験者として申し上げます。この中に、客室の稼働率、人員稼働率、アーニング、目標設定額、月間目標設定額、年間目標設定額が明記されていないのはなぜでしょう。

○山内 政議長 答弁できる人。

総務部長、どうぞ。

○渡部 章株式会社みなみあいづ取締役総務部長 総務部長の渡部でございます。

お答え申し上げます。

客室稼働率等の情報を入れるまでの細かな計画を立てることができていなかったということでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ホテルというのは、稼働率から目標設定額及び目標金額を立てるのが一般的でして、稼働率を考えていないという答弁に聞こえたんですが、どうですか。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 お答えいたします。

稼働率を考えていないということではなくて、稼働率をこの資料の中に入れていないということございまして、総宿泊人数を算出しまして、そちらのほうから単価を掛けて、今回の収支計画を策定しております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 持論ではありますが、稼働率を明記しないと、金額だけではイメージが湧かないんですね。客室稼働率、人員稼働率、客室単価、1人当たりの客の単価、アーニング、これを総合的に判断してみてもイメージが湧くものであって、それで、売上げだけの数字を挙げてイメージしろと言われても、何もイメージできなく、この数字が初めて、どこを見ていいのか分からない、私はこれを見て感じました。

今までこういった数字だけ挙げて、これで通していたんでしょうか、お答えください。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 お答えいたします。

今まで、総宿泊人員と総売上げという形で資料を作成してまいりました。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 それならそれでいいとは思いますが、あまりにもイメージが湧きません。稼働率、あと希望するならば、年度別じゃなく月別ですね。年間で、例えば、ゲストが来る繁忙の時期もありますし、閑散時期もありますし、例えばだいくらでしたら、リゾートイン台鞍、この前閉館しましたけど、冬場は稼働率はいいけど、ほかは稼働率がほぼないと。ですから、月別の売上報告が欲しかったというのが私の感想です。

それと、来年の令和7年度、令和8年度、令和9年度と、売上げの見込み計画を立てておられますが、この数字はどこから引っ張ってきたんですか、お答えください。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 この事業収支計画につきましては、令和5年度の収入の見込みをベースにして、令和6年度以降の売上げの数値を算出しております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 令和7年度、令和8年度、令和9年度、売上高がほぼほぼ変わっていないということは、維持できるという考えで、この計画書を立てたということでしょうか。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 令和7年度、令和8年度については、維持していくという意味を持って計画をつくっております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 具体的な根拠をお教えてください。

○山内 政議長 総務部長。

○渡部 章株式会社みなみあいづ取締役総務部長 お答え申し上げます。

この計画に関しましては、施設ごと、月ごとに、令和4年度の実績から追いかけて、今後の推移を見て策定をしたところがございますので、個別の施設ごとの見込みといたしますか、計画になっていて、その積み上げですので、根拠というのは、なかなか答えにくいというところがございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 具体的なことを言えないということは、計画がないということと一緒ですよ。

例えば、事業収支計画の後に営業戦略という部門で、経営改善のための具体的取組と書いてありますが、いろいろ提案書も添付してありますけれども、ここでも年間計画書がないんですよ、月別の。年別はありますけれども、月別の計画書もなく、いつどこで誰がどのような方法でやるかという具体的な例も出さずに、提案書と書いてあります。これは要望書と一緒にですよ。具体的なことを言っていただかなければ納得できません。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 根拠というものが無いというふうに、先ほどご質問がございましたですが、今回お出しさせていただいている計画につきましては、全て年間の計画で出させていただいておりますが、この基の資料といたしましては、年度別、月別に計画をつくって、それを積み上げて、今回の計画にしております。

26ページ以降の取組事項につきましても、この取組を実施することによって売上げが上がっていく、経費が削減できるというような形で、月別に計画をつくった段階で見込んでいくということでございます。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 今の副社長の答弁にお伺いしますけれども、じゃ、28ページの例えば提案書、目標金額も明記しておらず、手段、よりよい食材の選定、「安く、美味しいにも限界がある。高くてもそれ以上に美味しい」とか書いてありますが、この具体性がないんですよ。何の具体性もなく、次の29ページ、目標金額の中の2行目、ほかの「スキー場と一線を画すゲレンデを提供する」、これも具体性がないんですよ。

最後に、「「すべりのメニュー」を増やす」、メニューを増やすことによって人材が必要になってくるんですけど、人材のことも何も書いていない。具体性がないんじゃないんですか、こういうことを書いているという、これが表しているんじゃないんですか。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 28ページにつきましては、ご指摘のとおり、非常に分かりづらい内容だというふうに認識をしました。今後、ここにつきましては、ちょっと改善をしていきたいというふうに考えております。

29ページにつきましては、「一線を画すゲレンデを提供する」ということですが、これは、ゲレンデの中にウェーブであったり、小さいジャンプ台であったり、そういうものを整備していくことによって、ほかのスキー場にはないゲレンデを造っていくという内容であると

理解をしております。

最後の「「すべりのメニュー」を増やす」ということですが、ここは要員を増やすということではなくて、ゲレンデ整備車で整備ができるぐらいのアイテムを作成していくという内容であるというふうに理解をしております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 人材は必要ないと言っていました、私、自分ごとではありますが、リゾートイン台鞍に13年ほど勤めさせていただきました、冬期間ですけど。そのときでも、メニュー改善とか、いろいろ料理部門でメニューを増やした際に、人員の確保ができずに現場は四苦八苦していました。それでも人材を、今の現状でやってくれと、会社の方針だからという形で、社員の方はおっしゃっていましたが、これではサービスも行き届かないし、クレームの対象になるし、そういった方向でも人材を増やさない方向で考えているのでしょうか、お答えください。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 すみません、「すべりのメニュー」の関係で、増やさないかというご質問。

○4番 星 和孝議員 いや、メニューに関して、増やす増やさないというのはありますけど、増やした場合に、人材は副社長は必要ないとおっしゃったので、そういった事例は今までも経験していますよという話をさせていただきました。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 宿泊施設のレストランであったり、ゲレンデの食堂であったりというところについては、ある程度、人がいないと回らないということがあろうかと思います。

ただ、ゲレンデの造成については、圧雪車で造成ができるようなものであれば、圧雪車のオペレーターが圧雪のときに、そういうアイテムを造っていくということは可能だというふうに思っておりますので、特に圧雪車のオペレーター以外の人を増やすというようなところは、現在考えていないということでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ただ圧雪車のことに関して申し上げたのではなく、私の質問の意図が伝わっていなかったのは残念なんです、私の申し上げたいことは、13年間、私、冬期間ですけど、勤めていたんですけど、今日いらした会社の方々、初めてお目にかかる方もいら

っしやいます。

それは何を申し上げたいかと申しますと、年末年始の忙しい満室予定のときに、スキー場にもホテルにも、役員の方は誰一人ともお目にかかりませんでした。かからないということは、見えていないということなんですね。激励にも来ない、ご苦労さんの一言もない、そんな役員であっていいんですか。私はそういうふうに申し上げたいです。

これからもそういった忙しいときに、役員の方はホテル、スキー場に顔を出さずに、自分らは正月休みを満喫していいと考えているんですか。これは社員、従業員の疑問です。代わって代弁させていただきます。返答ください。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 今年の年末につきましては、私、取締役と相談して、全施設回らせていただきました。それで、議員の顔は見られなかったのかもしれませんが、だいくらスキー場のロッジのほうに顔は、だいくらでいえば、出しております。たかつえスキー場ですと、たかつえスキー場のロッジのほうに顔出しはさせていただいております。残念ながらお会いできなかったということだというふうに思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 分かりました。その点に関しては了解しました。

最後に私の申し上げたいことは、もう少しと言っていいか、年度別に計画を出すのではなく、各施設ごとのもっと詳細な部分を見せていただきたいんですね。先ほど、何度もしつこく言うようですが、稼働率とか目標設定額、アーニング、アーニングって分かりますか。ホテル用語です。後で調べてください。それをこの帳票の中に取り入れていただきたいことと、提案書なら、もっと具体性を持って社員に提出させてほしいです。

以上です。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 先ほどから何度か、月別、月別の計画というふうなお話が出てございますが、我々、毎月1回、会議体として、企画営業会議を実施しております。そういった中では、月別のちゃんと細かい数字を出して、今月は目標に対して幾らだったよというようなことは実際やっております。

ただ、これはちょっと項目が大きいので、月別は除かせて、年度別というふうな書き方になっておりますので、その辺、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 最後と言いましたが、希望ですけど、月別の数字を見させていただかないと、先ほど何度も私は言っておりますが、イメージが湧かないんですよ。季節、春夏秋冬でもゲストは変わってきますし、スキーだけのお客様、山遊びだけのお客様、いろいろなお客様がいらっしゃいますので、月別のものがここに入っていないと、ご理解くださいと言ってもご理解できません。もっと細かく詳細を示してください。

会議をやっているんでしたら、その会議のこともこの中に落としてください。よろしく願います。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 月別の数字を出せということでございますが、それは町当局と協議させていただいて、出すか出さないか決定していきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 先ほど、4ページ、5ページ、6ページというものが、今、総括表的な形で、一応出ていたんじゃないのかなというふうに思うんですが、ただ、指定管理料を含むというようなことが、説明の中であったんじゃないかなと思うんですけど、細かいものまで全て、例えばだいくらスキー場だと、全ての項目で出してくださいというような形までは、なかなか私も、これだけの量を見るというのは大変なんですけど、ただ、指定管理料がどこに含まれているのかね。

これは、町執行部のほうでは、そのチェックというか、今回出させていただいた資料のチェックというのは、そういうのも全部含めてやっているというふうに私ら理解しないと、町のほうもそれはつかんでいるということなんではないでしょうか。ちょっと何か、これだとかみどころが、数字が分からないんですよ。

そして、事業収支報告で黒字が見込める、例えば5ページ、6ページの部分が、4ページのほうにまとまって書いてあるのかなというふうに思うんですが、指定管理料とかそういうのはどこにあるのかね。

だから、そういうのが分からないと、なかなか数字的なものは出てこないんじゃないですか。町のほうでは、それは全部つかんでいるんでしょうかね。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 町のほうにということでしたので、私のほうから。

例えば、5ページをご覧いただきたいと思いますが、各施設名称の脇に売上高とあります。その括弧書きにある数字については、これは指定管理料になっています。ただ、ここは税別ということで記入してありますので、ここで、指定管理料がある施設とない施設ということで見ていただきたいというふうに考えています。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 つまり、例えば5ページのところでいえば、だいくらスキー場、売上高の1億6,209万4,000円というのが指定管理料だということなんですか。そうではないんでしょう。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 失礼いたしました。

上のたかつえスキー場を見ていただくと、売上高のところに括弧で67万円と書いてあります。その下、アストリアホテルは空欄になっています。その下、ホテル南郷ですと、売上高の脇に括弧で4,454万5,000円となっています。その下、道の駅たじまですと、空欄になっています。そういうふうに見ていただいて、この括弧書きが町からの指定管理料等だということでご理解いただきたいと。

〔「ホテル南郷はさいたま市」と言う者あり〕

○星 良栄総合政策課長 大変失礼しました。

ホテル南郷は、さいたま市からの指定管理料だということでございます。

○山内 政議長 15番、分かりましたか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうすると、今の説明からすれば、指定管理料が各項目、科目名称の次の欄のところに括弧書きで書いてあるのが、指定管理料というような形なんですか。

これは全部が、小計の中の5ページと、あと6ページの中に入れてくるというような理解をすべきですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 その数字が売上高の、例えばたかつえスキー場の令和4年度実績の3億2,526万4,000円とありますが、この内数というふうに見ていただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、よろしいですか。

○15番 渡部訓正議員 分かりました。疑問としては解けましたので。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 経営改善の計画書を見させていただきました。その中で、ちょっと私が思うのは、非常に人件費が、経営改善上、大きな分野となるわけですが、その中で一つ欲しいと思ったのは、現在の職員の配置書がなくて、内容が分からないというようなことを感じました。

それで、職員の配置書が欲しいこと、それと、人件費が非常に大きな位置を占めるわけですが、それが改善の対象になっていないということです。今後の計画も含めて、どのような人員の構成、また削減とか、その辺の充実強化はどうか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 職員の配置書につきましては、担当課に提出をさせていただいていますよね。職員の組織図、町へいつているよね。

会社では組織図というものなんです、そちらは町の担当課のほうに渡してございますので、そちらでご確認をいただければというふうに思います。

人件費につきましては、令和6年度におきましては、全ての施設を継続して運営するというところでございますので、人件費の削減等は基本的にはないという考えでおります。

令和7年度以降につきましては、7施設の運営をしないという計画になっておりますので、社員については、そのまま引き続き雇用する計画で組んでおります。それ以外の臨時的な方々については、これから調整をして、人員の削減等が発生する可能性もあるのかなというふうに考えております。

令和6年度が6億6,800万円の人件費、令和7年度が5億1,300万円の人件費でございますので、1億5,000万円ほど、令和7年度は人件費を削減する計画でございますので、そこはこれから削減を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 第1点目なんです、町に出してあるということじゃなくて、ここに添付していただければ非常に分かりやすいので、そういう話でなくて、ひとつ添付することによって説明していただければと思います。

今ほど副社長からありました2点目ですが、そのような内容をまた盛り込んだ形でここに入れば、非常に分かりやすいのかなと。非常に人件費は大きな金額を示しますので、大事です

ので、ひとつその辺、大事に取り扱ってもらえればと思います。

○山内 政議長 質問ですか。

○2番 芳賀正義議員 質問にします。返答をお願いします。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 先ほどはすみません、質問の意図をよく理解しないで、ご返答させていただきました。

事業収支計画、この改善計画に組織図を添付するというところでございますが、これは一度出しているものから、改めて町のほうに提出をさせていただいて、添付をするという形にさせていただきたいというふうに思います。

人件費につきましては、これから最終的に詰めていかなければいけない案件でございますので、それも含めて検討させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○2番 芳賀正義議員 了解です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、質問させていただきます。

今回、経営改善計画ということで、改善という言葉が入っているので、私の捉え方としては、経営改善ですから、こういった努力をして、これから全体の売上げを伸ばして行ってという、成長を見通した戦略というのが聞けるのかなというふうに思っていたんですが、ただ、そうでもなさそうだなというふうに思うのは、1ページの策定方針なんですけども、今までの話の中にもありましたけども、とにかく今回、持続可能な会社にするためには黒字化が必要だと。

そのためには、令和7年度以降、黒字化が困難な施設については、町との協議によって受託の在り方について決めていくというのは、つまり黒字化が困難な部分については、令和7年度以降はやめさせていただきたいんですがというようなことをおっしゃっているのかなと。それについて、今後、町で協議してほしいというふうにおっしゃっているのかなと、そういうようなことをおっしゃりたいために、この改善計画が出てきたのかなというふうにとったんですけども、どうですか、これでいいでしょうか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株株式会社みなみあいづ代表取締役社長 黒字化を図るための方策として、そういう方法しかないのではないかと。何年やっても赤字の施設は、今までずっと赤字の施設であ

ります。それで、やり方を変えて、もしできるのならば、私どもとしても努力はしていきたいというふうには思っておりますが、なかなか黒字化が難しいという施設につきましては、町と協議させていただくと。

今の議員の質問のとおりの内容になっていくのかなというふうなことはございますが、これはあくまでも町の考え方でございますので、私どもの一存では決めることができないというふうに考えておりますので、その辺を協議させていただくということでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私も今回、これを見て、そういう意味ではびっくりしたんですけども、やっぱり私たちも、できれば町の未来とか、こういった部分については、本当に前向きに考えていきたいというふうに思うんですけども、先ほどからの議論の中にもあったように、こういった工夫、こういった改善をするので、こういうふうに今後売上げが、この部分については伸びていくというような、そういう具体的な数字というのが示されるのかなというふうに思ったんですが、そうでもなさそうだと。

つまりこれ、どこに一体改善された部分があるのかなというふうに思ってしまうんですね。そういうものが見えないまま、黒字化が見込めない部分は切り捨てますでは、非常に言い方は失礼になるかもしれませんが、今まで普通にやってきたんですけども、売上げが上がらないのでその部分はお返ししますよ、もう諦めますよと、何かあまりにも簡単過ぎるのではないかなというふうに私、受け取ったんですが、いかがですか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 改善策につきましては、営業戦略ということで、25ページから様々な施設の、今後の取り組み方というのを述べさせていただいております。これが一つの改善策かなと、現在思っております。

なぜそうなのかということでございますが、大きな転換はなかなか難しいなというふうに考えておりますので、ここに挙がっておる改善策ということで、振興策ということで挙げさせてもらっておるところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういう意味で、先ほどまでの議論を繰り返すつもりはないですが、今後も継続するという施設については、もっと具体的に、どういう取組をやったので、どのぐらいの売上げが見込めるとか、そういった部分というのがなかなか見えづらい数字になっているので、その辺は、もうちょっとしっかりした根拠に基づいた数字というのを出す必要がある

なというふうに、先ほどから聞いていたんですが、それで、6ページなんですけども、町当局とこれから協議していきたいということなんですけど、令和7年度以降の数字が入っていない、黒字が見込めない施設についてですが、このところが数字が入っていないということは、協議する以前に切り捨てられているというふうな見方になってしまうわけですね。

先ほど、後ろのほうにいろんな諸取組の計画がありますと、こういうふうに工夫していますというようなお話だったんですが、例えば南郷スキー場については、104ページ以降のところ、様々な工夫というのが、これは現場の方々が一生懸命考えられたのかなというふうに思うんですけど、こういった具体的な取組がたくさん挙がっているわけですよ。

その中には、例えば106ページだったならば、売上げの見込める効果として、令和8年度以降令和10年度まで、しっかり数字が入っているわけですね。106ページも同じですね、スノーアクティビティの充実ということで数字が入っていると。

ちょっと詳しくは分かりませんが、現場の職員の皆さんがこの計画を考えるときには、やっぱり南郷スキー場、なかなか赤字脱却するのは難しいんだけど、こういった工夫をしていけば、今後南郷スキー場は伸びていくんじゃないかという、そんな夢を持ちながら、この計画を立てたんじゃないかなというのがここに見えるんですよ。

でも、令和10年度までしっかり数字が入っている部分が、6ページのところには全く生かされていなくて、仮に赤字であっても、黒字にならないにしても、こういった現場の努力、会社の努力によって、6ページの8つの施設が、黒字にならない部分をこれだけはゼロに近づけることができますよというような、そういった数字をこのところに見せてもらうだけでも、私たちは判断の材料として、また別な判断材料になるというふうに思うんですよ。

ですので、6ページの空欄の部分というのは、これは切捨て前提というような、こういう計画に見えてしまいますので、このところはやっぱり、こういった努力を実際に書き込んであるわけですから、令和7年度以降は、こういった努力を続ければ、こういうふうに少しは改善していくんですけど、それでもこれだけの累積の赤字が蓄積してくるので継続できませんとか、そういった言い方ならば、私たちもしっかり聞く気持ちはあるんですけど、こういうふうに最初からずばっとない状態だと、それこそ、えっ、ここ努力していないのというふうな見方になっちゃうと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 私どもが運営していく上で、例えば今年も来年も続けていくということでしたらば、やはり当然黒字化を目指していきたいと。赤字の施

設であっても、空欄の施設であっても、黒字化を目指していきたいという努力はしていくという覚悟でございますので、若干その間は、例えば人事異動をやらせてもらったり、いろんなことで取り組み方を変えていくと。

あと、本年度は、全社員による営業活動も計画しておりますので、いろいろやっぱり取り組んで、取り組み方はまた考えて取り組んで、黒字化を目指していきたいという考えは、基本的にはございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 やっぱりそういう話が、本来、先にあるべきかなというふうに思うんですね。ですので、1ページの策定方針の中でも、そういった部分というのは方針の中にはないんですね。

こういうふうにして努力を重ねている、こんな工夫をしてこれから伸ばしていこうとしている、どんなに頑張ってもというような、そこで黒字が見込めないところは、何とか町と相談をしたいというような、そういう部分が見えないので、いきなり黒字化が必要なので、黒字化が困難なところは受託の在り方について決めていく、つまり切っていくと、そういうふうになってしまっているの、これではちょっと経営の努力が見えないなというふうに思います。6ページの空欄の数字の部分、ぜひ議会で議論をしていくときには、ぜひこの数字を入れたものが欲しいなというふうに思います。

もう一つですけれども、1ページのところで、下から2行目のところにありますけれども、「第三者機関による計画の客観的検証」とあるんですが、第三者機関というのはどういった機関になりますか。具体的にありますか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 まず、前段につきましては、改善計画だということで、社員には、このような数字の組合せでないと、黒字になる数字ができないよというようなことで説明はしております。ただ、やめるやめないは別ですよと、枠組みはこうでないと黒字になる計画書を提出できないというようなことで、社員には説明してございます。

それと、次の質問でございますが、第三者機関でございますが、オールふくしまサポート委員会というところで今年、会社の調査報告もしていただきました。そこで、今年度からは伴走型支援ということで取り組んでまいるといふことでございますので、この計画書を見てもらいながら、また検証してもらいながら、改善すべき点は改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、オールふくしまサポート委員会というのは、今回の経営改善計画の策定に当たっては、その会議の中には入っているということですか。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 これを見てもらったのは見てもらっておりますが、策定時点には入ってはおりません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 前のほうの質問でもありましたけども、やっぱりこれだけ累積の赤字というか、経営が困難になっている中での計画策定で、部内だけでの計画策定というのはなかなか効果を発揮しづらいのかなと思うので、やっぱり計画策定の段階から、こういった第三者機関というのが入るべきだったかなんていうふうに、今になっては遅いかもしれないんですが、思います。

それで、今後、客観的検証と評価を入れながら、修正・改善を行っていくということなんですが、これはどのぐらいのサイクルで行われますか。月1回とか年1回とか、その辺はいかがでしょう。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株式会社みなみあいづ代表取締役社長 具体的には現在決まっておりますが、もし開催するというふうになりましたら、2か月から3か月の間で検証を実施していくというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 その辺も具体的に決めて、しっかりした取組で行っていただきたいという希望を述べまして、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 まず、41ページをお開きください。

ここには、スキー場の企画名称としてインバウンド事業、それから営業戦略に、どの地域に、韓国、中国、台湾、香港、当然、ボーダー、スキーヤーというような対象者が書かれております。

それから、48ページですが、アストリアホテルで同じようなことで、インバウンド団体の

誘客ということで全国、それから海外、台湾、ベトナム、タイ、女性グループやシニア層を狙っていると。これは非常にいいことだと思います。当然、富裕層をターゲットにされていると思いますし、円安がいつまで続くかは分かりませんが、こういった取組は当然必要でしょう。

ここで提案というか、ちょっとお伺いしたいんですけど、今度は89ページから、たかつえカントリークラブの企画名称云々があるんですけど、そこにインバウンドというのが出てこないんですね。

何を申し上げたいかという、十数年前に多分、観光部門、あの頃はみなみあいづでなくて、名称がちょっと違っていたと思うんですけど、そこで韓国の方を招いて、ゴルフ組、それから尾瀬組とか、3パターンぐらいに分かれて、私もあの頃は働いていたけど、土曜日だったか日曜日だったか、一緒にプレー、交ざってくれないかというような話があって、韓国の方と一緒にプレーをさせていただいた記憶がございます。それが21年だか20年、今から十二、三年前の話なんですけど、そのときご一緒した方は日本語がおできになって、いろいろお話ししたんですけど、日本は安いと。当時のウォンレートというのは分からないんですけど、安いと。韓国は、まだまだゴルフというのは金持ちの道楽的な要素が強くて、こっちに飛行機代かけて来ても十分楽しんでおると。だから、私は2泊3日で3ラウンドとかやって帰るんだとかとおっしゃっていたの、そういう例があったということで、インバウンド事業をゴルフ場、それから、その後にある星の郷ホテルのところにも、インバウンド云々と書いていないんですが、そういった客を、例えば理想論をいえば、チャーター便で福島空港に降りてもらって、当然なかなか大変だと思うんですけど、ツーリストとか、向こうで最少催行人数がどうだこうだとなるでしょうが、そういったことも想定して、ゴルフをされたり尾瀬に行ったり、そして、なかなか今、経営が容易でない星の郷ホテル、あそこの最高グレードまたはタイプB、これが一番稼働率が高いらしいんですけども、そういうところに泊まっていたら、少しでも売上げにつながればということなので、たかつえカントリー部門に対してのインバウンド、それから星の郷ホテル、オープンしてまだ二、三年しかたっていないのにこんな状態では、先行き、いろんな、この前もおとといか何か、全戸にチラシが入っていたけども、あれではインパクト弱いから、もっと、ちょっと違ったようなことで売上げを。

だから、大変だと思うよ、みなみあいづの人も。別に同情するわけではないけど、なかなか容易でないと思うんで、そういったこともインバウンド事業、今ウォンは若干、新聞なんかで見ると、昔の1対1じゃなくて、向こうが10.何%ぐらい強いのかな。幾らか向こうのほうが強いと思うんで、そんな外交をして対応してください。

そして……

○山内 政議長 1回そこで切りましょう。

今のインバウンドのことについて、提案。

企画営業部長。

○湯田弘信株式会社みなみあいづ取締役企画営業部長 湯田と申します。お答え申し上げます。

今お話ありましたインバウンドの誘客事業について、台湾、ベトナム、福島県のチャーター便に合わせた商談会に参加して、誘客セールスをしております。

あと、具体的に申しますと、ゴルフ場のほうも、昨日おととい情報をいただきまして、福島県ゴルフ連盟から、やはりインバウンドのゴルフ客、これの誘客に当たろうということで、これも商談会が県のほうの主催で7月にあります。ぜひ我々も参加して、先ほど議員さんからありましたように、ゴルフ組と観光組、まさしくゴルフと尾瀬とか、こういう組合せが現実的に可能でございますので、そういった部分でセールスをしていきたいと思っております。

あと、星の郷ホテルについても、去年の商談会、アストリアホテルと一緒に併せてPRをさせていただいて、まだ現実的には台湾ツアーなんかも入っていないんですが、2万5,000円の料金でも問題ない、我々はそういうお客さんがあるんだという、旅行会社とも関係が今築かれつつありますので、さらに営業をかけて、星の郷ホテルにも台湾のチャーター便のお客様、または新潟空港、または羽田空港の、そういった周辺の観光を絡めたツアーを、モデルコースを提示しながら、星の郷ホテルにも誘客したいと考えておりまして、来月また再来月等と計画をして、直接の営業セールスをかける予定でございます。よろしいでしょうか。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 大変前向きな答弁いただきました。ぜひいろんなツーリストと、それからゴルフ連盟云々、今答えがありました。協議をしていただいて、1人でも2人でもじゃなくて、100人、200人と誘客をされ、売上げにつながるような努力、努力って絶対やってもらいたいんですが、なかなか大変だと思いますけど、よろしくご努力ください。

それから、最後に1点なんです。99ページ、ゴルフ場のカートナビの件なんです。もう既に今シーズンからナビが入りまして、私らは何度も行っているから、どうだこうだというのは分かるんですけども、非常に陰に隠れていたカートが、あそこにいるのかと、前は打ち込んだりして怒られた記憶もあって、今はモニター見ると、グリーンのそばじゃなくて、あそこにいるんだと、そういう点では非常にいいです。

全然初めての方、我々がよそのゴルフ場、初めてのところに行って当然プレーすると、本当

にありがたい機器なんで、その導入はすばらしいと思います。

ただ、ここで数字が出ているんですけど、真ん中に手段云々と書いてあるんですが、費用はどのぐらいかかったか伺います。イニシャルコスト345万円、ランニングコスト69万円（年間）、その下はチラシとか宣伝の部分でしょうから、ここ確定していますか。イニシャルコストという意味。これは年間に1回ぼっきり払う金額なのか、それから、ランニングコストというのは毎年払っていく金額なのか、その辺ちょっとお答えください。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 カートナビのイニシャルコスト345万円、ランニングコスト69万円という表記でございますが、イニシャルコストとしては345万円、確定でございます。ランニングコストにつきましては、年間69万円でございます、一応5年契約になります。総額で345万円、合わせますと690万円と、5年間でそういうような支出になります。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解です。

終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 教えてください。

15ページの総務、その他売上げ、何か計算があるんでしょうけど、令和6年から令和10年まで同じ数字が入っていて、その割には、とんでもないマイナスが一番下の経常利益、1億円に近いような金額が載っているんですけど、自分も社長業を13年ぐらいやっていたけど、どこか、細々した総務でマイナスを全部受けちゃっているのか、それとも、水道光熱費あたりが1,300万円とかかかっているんで、その辺を全部まとめて支払っているのかなみたいな、ちょっと自分では理解できないんですけど、お願いします。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 5ページの総務部門の収支計画でございますが、その他売上げにつきましては、高杖地区でわたすげ寮という寮を冬場、営業というか開けておりまして、そこに外部から来る従業員を泊めています。そこで食事を提供しておりますので、その食事代と家賃、それを計上しております。

営業段階で8,000万円から9,000万円の赤字という形になっておりますが、これはほとんど

が、わたすげ寮の運営に係る費用という形で、それなりの赤字が出ると。それ以外は、通常の総務部門の人件費であったり事務費関係でございますので、ほとんどがわたすげ寮に関係するものかなというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 その寮というのは、結局、これだけのマイナスを生むわけですよね。冬場泊まるように開けているといいますけど、何人ぐらいが利用しているんですか。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 男子寮と女子寮、2棟ございまして、合わせますと、130人から140人ぐらい宿泊をしております。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 内容は分かりました。

やっぱり100人、200人の利用は、運営していくためには必要なんだろうけど、このマイナスの大きさを見ると、もうちょっと何か策はないのかなぐらいのことは考えますけど、その辺はどうでしょう。このまま続けますか。

○山内 政議長 副社長。

○星 和明株式会社みなみあいづ代表取締役副社長 冬のスキー場営業、ホテルの営業、グレンデ食堂の営業というものを考えますと、総勢で現在、二百七、八十人の雇用が必要になっております。それを全て地元で雇用が可能であれば、この経費は一切かかりませんので、それにこしたことはございませんが、現況を考えますと、全て地元から集まるという保証はございませんので、ある程度、やはり外部からの雇用というものは、継続せざるを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

○1番 酒井幸司議員 以上で質問終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 私のほうからは、先ほどインバウンドという話も出まして、各施設の営業戦略の中にインバウンドを対象にしているところが幾つかございますので、その点に関して、1点だけご質問させていただきます。

資料のほうの148ページのほうに、社員教育制度（素案）というものがございます。そちらの中に、インバウンド、これから観光施設に関しては、集客、顧客として、もちろん需要のある分野になっていくと思います。そういった場合に、社員のほうの対応というところも、もちろん重要になってくると思います。

先ほど副社長のほうのお話の中で、特段従業員を増やしてとか、そういったところはまだ検討していない、そういった中で、社員の研修、そういった中にインバウンド対策のほうを組み込んでいくというような考えはございますでしょうか。

○山内 政議長 総務部長。

○渡部 章株式会社みなみあいづ取締役総務部長 お答え申し上げます。

今のところ、社員教育制度につきましては、具体的などころまで詰めを行っていないので、今のところは、まだ計画の中には載っておりません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 実際に、これから先、インバウンド需要が増えてくる中で、施設を利用した顧客の方から、満足度といった意味では、もちろん施設の対応が試されるようになってくるかと思います。

ほかの施設において、町の指定管理を受けている企業に関しまして、やはり今後を見据えて、インバウンドに対する社員教育もしくはグループ内での人員の流用等を含めて、そういった対策にも力を入れていっていますというような企業も多いですので、ぜひその点も、今後課題として検討していただきたいと思っております。

○山内 政議長 社長。

○佐藤洋一株株式会社みなみあいづ代表取締役社長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

当然、インバウンドを進めていくには、語学力がなくては駄目だというふうに考えておりますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○山内 政議長 ないようですので、これで（1）株式会社みなみあいづ経営改善計画についてを終わります。

説明員の入替えを行いますので、暫時休憩します。

なお、再開は午後3時とします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、(2)南会津町観光施設評価業務報告書についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 総合政策課の星です。引き続き、よろしくお願いします。

それでは、令和5年度に実施いたしました町有観光施設外部評価業務委託に関しまして、成果品として令和6年3月29日に報告書が提出されました。提出された報告書は400ページを超えるものであることから、配付はせずに議会事務局に提出しましたので、後ほどご覧いただきまして、今回、議員の皆様には、報告書を要約したサマリー版を配付させていただきましたので、その内容、見方についてご説明させていただきます。

報告書では、大きく4つの項目が構成されておりました、1つ目に、本町の経済成長率や経済指標などの動向を数値的に捉え判断するマクロ分析による今後の方向性の提言、2つ目に、調査を委託した町有観光施設16施設の現状と事業価値等からの評価、3つ目に、施設及び地域全体を俯瞰した課題・論点を整理したもの、4つ目が、まとめといたしまして、町への提言が示されております。それらを要約したものが、今回のサマリー版ということになっております。

それでは、資料2の南会津町観光施設評価業務報告書(サマリー版)の2ページをご覧ください。

サマリー版では、先ほど申し上げました本編のほうで4つにまとめられているものを、大きく3つの項目に分けて構成しております。1つ目に、全体総括といたしまして、2つ目に、16施設の評価結果、3つ目に、株式会社みなみあいづの在り方についてとして、報告書の要約が構成されているところでございます。

3ページをご覧ください。

まず、全体総括ですが、調査・分析する上での基本的な考え方とマクロ分析による本町の動向などを6つの視点で要点が示されております。これが5ページの中段までになっております。

また、5ページ中段にiiとありますが、そこから③評価の骨子の7ページでは、今後の中小企業診断協会が考える方向性や町への提言がまとめられています。

その次、8ページからになります。ここから16施設の評価結果になります。それぞれ、9ページ目からになりますが、8ページに示されているこの順番で構成されています。

各施設についてのページの作り込みについてですが、9ページをご覧ください。

たかつえスキー場を例に、作り込みと見方についてご説明させていただきます。

まず、1番の総括ですが、太文字で、改善の取組を織り込んだ上で暫時継続という評価結果が示されておりまして、その下段にその理由などの説明が示されています。

次に、2番の事業概要といたしまして、設置年や設置目的、指定管理業務の内容のほか、直近3年の利用者数や料金収入、それと直近5年間の収支決算など、現在の施設の概要が示されています。

次に、10ページをご覧ください。

3の正常収益力に基づく事業価値についてであります。

事業価値につきましては、2つの事業価値について試算されています。どちらもディスカウントキャッシュフローという、いわゆる将来獲得すると期待される収益を現在価値に算定した方法を用いています。

まず、(1)といたしまして、表面上のキャッシュフローに基づく事業価値ではありますが、収益力の実態を見るために、指定管理委託料を受けている施設については、その額を除いて試算されています。また、特別な事情による収支など、今後の収支見込みベースとならないものは除いて試算されています。

具体的に申し上げますと、令和5年度まで、さいたま市館岩少年自然の家の改修工事がありました。それに伴いまして、さいたま市の児童・生徒がアストリアホテルを利用していたため、当該ホテルの売上げとそれに伴う経費がありました。そのような特別な事情による収支は除いてあります。

表をご覧くださいと思います。文字が小さいんですが、ご了承くださいと思います。

左から2列目に、一番上の表ですが、AB2期平均とあります。これは、コロナの影響を強く受けた年を除きまして、平成31年3月と令和5年3月の平均値となっております。ですので、それぞれの平成30年度、令和4年度の決算の平均値というふうに見ていただきたいと思っています。

その右隣に、1年目から5年目となっておりますが、1年目が令和6年度、2年目が令和7

年度として、5年目が令和10年度となります。

なお、施設ごとにちょっと表示が違うんですが、12ページをご覧くださいと思います。

12ページでは、先ほど申し上げましたAB2期平均とあったものが、R6/3期と表示されていたものは、10ページのAB2期平均と同じものであります。さらに、その隣のR7/3期は、令和7年の3月期ということで、令和6年度の決算と読み替えていただくようお願いいたします。改めて、施設ごとに表記が違っておまして、見にくい点がありますが、ご了承くださいと思います。

次に、10ページに戻っていただきまして、その下の(2)収益改善及び設備コストを織り込んだ実態ベースの事業価値であります。これにつきましては、(1)の表面上のキャッシュフローに基づく事業価値をベースにしまして、一定の収益改善策を織り込みまして、かつ、町が行う設備の更新・修繕に要する費用を経費として見込んで試算しています。

次に、一番下になりますが、4番の今後5年間の町からの財政支出見込額では、各所管課が施設と協議しまして修繕計画を立てております。そのことについて示しているものになります。このような作り込みによりまして、16施設の評価が示されております。

なお、本日、追加資料といたしまして、令和5年度町有観光施設外部評価一覧として、施設の評価結果と、先ほど協議がありました株式会社みなみあいつの経営改善計画での位置づけを一覧に整理しましたので、参考資料として後ほどご覧くださいと、お願いします。

次に、41ページをご覧ください。

大きな3の株式会社みなみあいつの在り方についてということで、43ページまで、中小企業診断協会が考える会社の役割であったり第三セクターの在り方、さらに、町に対してであります。指定管理者制度の在り方について示されております。

最後に、今後の対応についてであります。今回の町有観光施設外部評価の報告によりまして、町としても観光施設の在り方だけではなく、第三セクターに関する内容や指定管理者制度の在り方などの提言をいただいております。改善を含め、検討していかなければならないと、改めて認識したところでありますので、令和7年度に予定している指定管理者の公募を見据えまして、町としての方針を示してまいります。

方針決定までのスケジュールであります。本年令和6年6月から7月に、今回の報告書について住民説明会を開催し、町民の意見を聞く場を設けてまいりたいと考えております。それを受けまして、令和6年11月までに方針案をまとめまして、12月議会定例会に合わせて、全員協議会でその方針案について説明をしたいと考えております。

その後になります、令和7年1月から3月にかけて、タウンミーティングなどによりまして、改めてその方針案について、町民や関係団体などへ説明しまして、意見を聴取する場を設けていきたいというふうに考えているところであります。

さらに、令和7年6月議会定例会までには、方針を決定した報告ができるよう、今後取り組んでまいりたいと考えております。

観光施設評価業務報告書の説明については以上になります。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 以前に総務委員会で申し上げたことでありますが、つまり、株式会社みなみあいづは黒字欠損をしまったというような報告があったんですが、先ほどの話を聞いていけば、つまり指定管理料、さらには現場の設備投資、これらについては、今回計算から外したと。つまり企業経営とすれば、それは当然のことなんですね。しかし、当然のことを当然視していなかったという現場の責任者、そして町当局も、私は大いに問題があるというふうに思います。

そこで一つ聞きたいんですが、このある種の専門家の評価結果なんですが、これを先ほど言ったように、様々な機会を捉えて住民に知らせていくということなんですが、最終判断は町長ですよ。大変な判断をしなきゃならないだろうと思うんですね。

つまり、行政的には、やっぱり雇用政策とか、あるいは経済の運営とか考えなきゃいけない。しかし、会社としての安定経営を考えたら、必ずしもその要素は必要な要素ではない。そういう考えで、私たち議員も、確かにこの問題に得意不得意はあるでしょう。あるでしょうが、この議会を通して、今後の南会津町の行く末に明るい希望の光が見えるようにしていかなきゃならないだろうと思います。

そこで、1点お聞きします。

別紙として配付された中で、私はまだイメージできないんですが、再構築とはどういうことをイメージしているのか教えてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

このサマリー版をご覧いただきたいと思いますが、27ページにあります会津田島ふれあい

ステーションプラザの総括ということで、ステーションプラザは幾つかの機能を持っているわけですが、その全体といたしまして、機能の再定義、あと、事業を見直すということになっています。

この中身については、要はステーションプラザというのは、南会津地域の観光の主要な核になる部分、ここから鉄道で来て、いろんな地域、自治体に行くので、そこに人が集まるのであれば、そこを改めて設定をし直して、運営してはどうかということになっております。

この提案を受けまして、今、売場面積がいっぱいある中で、一方で会津田島駅の待合室では、時期によっては待合室に入れられないというような方もおりますので、そういったことを含めて、また検討していかなければならないのかなというふうに、これは専門家の報告を受けまして、具体的にこれから検討していければなというふうに考えているところです。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 その再構築の作業に取りかかる人は誰なんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

町部局のほうで検討していきたいというふうに考えております。あるいは、これから関係者や住民の説明会を進める上で、そういった意見を聞きながら構築をしていければなというふうに、現段階では思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 まだ詰まっていない段階ですから、言葉が抽象的になったり、多様性を帯びてきたりするのはやむを得ないんだろうと思うんですが、これ大変言いにくいことですが、先ほどの株式会社みなみあいつの役員の人たちが、もし再構築に参加をすれば、私はとても不安ですね。だから人事を変えろというふうには言いません。しかし、彼らを教育なり指導なりする方法があるのか、そこはご検討いただかなければいけないと思います。

あまりにも現場の第一線を担う者としての、いわゆる具体性がないんですよ。より具体的なものを持ってきて、そして町と協議するならいいんです。しかし、言葉の端々に聞こえる重みというか、大変失礼ですけども、私の認識は非常に軽過ぎた。ですから、ぜひ、あの方々をどうこうしろではなくて、あの方々に気づいてもらえるような策定の仕方、あるいは、せっかくこうして専門家の意見をいただいたんですから、その方々の評価に値するような、ぜひ今後ご検討を願いたいと、こう申し上げて質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、9番議員からご指摘いただいたこと、本当に身につまされる思いです。

これまで町が指定管理という名の下に、いっぱい多くの施設を今の株式会社みなみあいづにお願いしてきたという町の責任も、これはあるんだろうと思います。しかし、今後縮小していく町の財政状況を考えるときに、ここで決断をして、ある方向性を出さなくちゃいけない。

先ほど議員からは、町長の重い責任という言葉をいただきました。まさにそのとおりだと思います。そのために、先ほどの話、やっぱり聞いてみますと、町側の責任も大きいなというふうに私は感じております。そこをしっかりと、今回、経営診断協会のほうから頂いた資料と、それから株式会社みなみあいづの経営改善計画、全く別ルートで動いておりましたので、そのすり合わせは全くしておりません。

ですから、今、総合政策課長が話しましたけども、この中には、会社の思いとここの評価の中身が違うところがあります。それをどういうふうに判断していくのかというところが非常に重いポイントですし、議員が言われたように、雇用の問題もあるでしょう、経済的効果もあるでしょう。ただ単に黒字・赤字だけでは判断できない部分もあると思います。

そういったものをしっかりと町としても、議員の皆さんと議論して、または関係する方々との意見聴取も含めて、最終的に町としての方向性を決めるというような重い責務を担っているということを改めて、今回の経営診断協会の報告書の中に記されているというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私は常々、一般質問でも、あるいは議案審議でも申しておりますが、この議場のやり取りで終えることは、それほど難しくないんですよ。しかし、人には必ずその実績、いわゆる実態をどういうふうに生み出したかという責任がついて回るんです。

これは執行部だけじゃないです。議員にも大いにあります。なぜなら、決定機関ですから。議員が執行部と同じくらいの覚悟を持ってやらないと、これだけの結果を、つまり将来の南会津を描いて、それぞれ策定を考え、政策をつくり上げるということは、並大抵の問題じゃないので、私たち議会、私は個人として大いに協力してまいりますので、それなりの使い方があればぜひ使っていただきたい、こう申し上げて終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 私も、先ほどの役員の方たちとのやり取りを聞きながら、釈然としない思いがいろいろありました。

それで、今回、42ページの真ん中辺に、「経営判断の主体と経営責任の所在が不明瞭であり、行政・議会・会社の3者の誰にも具体的な責任やペナルティが無い状態にある」、今9番議員おっしゃいました、私たち議会には議決した責任がありますけど、その責任がどこまでどのようなというところ、ちょっと不明瞭かなというふうに思いますけど、この点について、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど9番議員の答弁の中でもお話ししましたが、これまで株式会社みなみあいづについては、やはりある意味、町ができない部分を担っていただいたということで、100%出資といいつつも、町の責任というのは否めない、このように私は思っております。

改めて今回、この評価の中に、誰も責任を負わないという厳しい指摘を受けたことについては、私自身も非常に重く受け止めております。今後、こういったものをどういうふうに整理をして、町として示していくのか、これも重要な課題の一つだというふうに認識をしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

そこから11行ほど下に、「協定期間が5年間であることによる、「長期的視点に基づく戦略投資」などの経営判断の阻害」とあるんですけど、ここを具体的にちょっとそしゃくして説明していただけますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この内容については、本編にはもっと詳しく書いてあるんですが、要は5年間という短期間では、長期的な経営の見通しがなかなか立てられないというような、そういう内容になっています。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今回の評価の報告書を見まして、私も非常に評価を見ながら、うなずきながらとか、やはりなというような思いをたくさん持ちつつ、しかし現実として、これを突きつけられると、本当にある意味ショックで、先ほどの一覧表を見ても、もしこのとおりにこれが進んでいったらば、本当に町は、今まであった町を根底から変えていくような、ガラガラポンするような、そういうような決意、覚悟を持ってやっていかなくちゃならないような、そ

うというような評価を突きつけられているというふうに見ました。

それで、先ほど、今回のこの評価を、やがてはタウンミーティング、住民説明会とか、そういったところで説明しながら下ろしていくというようなお話もあったんですが、この評価報告書の使い方ですね。これを今後、町としてどのように住民に下ろしていこうとしているのかというところは、すごく大きいんじゃないかなと思うんですね。それこそ、これをただ町民に見せれば、町民の中には、本当に町の将来に対して絶望してしまうというような、そういう中身でもあると思うんです。

実は私も、ここ数か月の間に町の中の人から、南郷スキー場廃止なんだってとか、台鞍山スキー場廃止されるんだってなんて、そういう話をいきなり言われたときがあるんですよ。ある意味、デマというか、そういうものだったのかなというふうには思うんですけども、ただ、先ほどの株式会社みなみあいづの、こういった計画ですとか今回の評価を見ますと、町の人が言っていたのも、全然根拠がないわけではなかったのかなというふうには思うんですけど、これをタウンミーティングなり住民説明会という形で住民に下ろす、あるいは何かの広報に載せていくというときに、どういう下ろし方というのはすごく大事だと思うんですね。

これを基にして、町はこういうふうにしていきますよというようなものがちゃんと示される上で、これが出てくるのであれば、それはいいと思うんですよ。ただ、町としてどうしたらいいでしょうねというただの投げかけだけで、これが出てきたときには、もしかすると町民は大混乱するんじゃないかなというふうな心配をします。

ということで、お聞きしたいのは、先ほども説明がずっとあったんですけども、今後、この評価報告書をどのように使っていく目的なのか、どういう手順で住民に下ろしていくのか、どのようにして町政に生かしていこうとしているのかという部分、その辺の見通しを持てるような回答をお願いしたいと思うんですが。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

この報告書、先ほど説明でも申し上げましたが、3月下旬に出てきました。今、内部で検討しているところでありますが、この報告書の中では、単にその施設をなくすだけではなくて、例えばスキー場であれば、冬場の仕事の雇用の場であったというような中身でありましたが、4つのスキー場のうち3つを廃止して、その代わりに、別な産業振興のために向けた投資をすべきだろうというような内容も盛り込まれています。

そういうものを含めまして、住民説明会に当たりましては、これを全部読んでくださいとい

うようなことでは、なかなか厳しいのかなというふうに思っておりますので、これをさらに要約しまして、ポイント、ポイントを絞っていけたらなというふうに、今現段階では考えていますが、さらにここには、これから町が支出する修繕費であったり投資的な経費であったりというのが、数字的に細かくしか載っておりませんので、そういったものも整理しながら、今後、住民説明会のほうに入っていきたいというふうには現段階で考えていますが、今後また役場内で、関係課を含めて協議しながら、進めていきたいというふうに考えております。

さらに、この活用についてであります。現段階でまだ、これをどう生かしていくかというところまでは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 古川議員言われているのは、評価がありましたということで、町としての考え方を持たずに説明をすると混乱するだろうと、こういうふうなご意見だと思うんですよ。

一方で今回、議員の皆さんにこの資料をお出ししましたので、町民の方は、どこからとなく漏れ伝わってくるということも考えられます。そうしたときに、そういう重要なところをなぜ町民にお知らせしないんだというご意見もあると思っております。

前回の前の評価をいただいたときの担当者の話としては、やはり評価の実態はこうだというものもしっかり説明をして、その次のステップで、議会も含めて町としての考え方は、こんなふうに考えていますというようなステップを踏みながらやっていくというようなことをしていないと、より一層混乱するだろうという、前任の担当した職員からそういうふうな話がありまして、我々として2つ、どっちにしようか悩んではいたんですが、今後、6月議会以降に、この内容をどういうふうな見せ方をするのも含めて、町民の方にはこういう評価が出されておりますという説明をして、その後、町としての今後の施設の在り方については、皆さんの意見を踏まえながら、そして効果も踏まえながら、ある一定の案を出していくというような進め方をしていくべきだろうというふうに思っております。

まだ我々も、この書類を全部読み込めておりませんので、どういう形で分かりやすく説明するのかというのは、限られた時間ではあります。我々としても努力してまいりたいと思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今の説明で分かりましたが、やはり本当に出し方次第では、町民の不安を高めるという、あるいは混乱するという、十分予想されます。それこそ先ほど言った

ように、特に雇用の問題ですよね。ここがなくなる、こっちもなくなるのか、あそこもかというふうになれば、本当にこの町で働いている皆さんというのは、そこが一番の不安となると思いますので、そういった部分は、できるだけ早いうちに安心していただけるような、そういうような見通しを示しながら出せると、本当はいいんだけどもなというふうに思います。

ただ一方で、何でこんな大事なことをいつまでも隠しておいたんだと、それも納得します。ですので、非常に出し方は難しいとは思いますが、その辺は私たちも協議の中で考えながらやっていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 思ってもいなかった南郷スキー場ですとか、ほか、たかつえスキー場以外の3スキー場が、売上げを見ながら、なくなるというような。

さっきの寮の関係に戻るんですけど、あの寮というのは、冬場のたかつえスキー場のための近い寮であるならば、そちらの経費はたかつえで持ってもらおうと、似たような経常利益というか、そっちになるんですけど、これを総務という名前に変えて、総務でたかつえで使っている寮のお金を全部見るとというのは、その差引きした状況の数字を使っているんだと思うんですけど、たかつえスキー場だけ黒字。

その辺ちょっと、数字の使い方というか、総務で何でもこういうものをみんな計上して、財源のないところから金を出して、スキー場4つある中のたかつえだけ、数字だけを見れば、ちょっと擁護されているような感じを受けるんですけど、どうですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

経営改善計画と今回の施設の評価業務については、まるっきり別で作りました。経営改善計画につきましては、会社のほうでそういう会計処理の方法を取っているということで、うちのほうは認識しております、それを全部たかつえスキー場のほうに盛り込むべきであろうというふうに考えられることもあると思いますが、今の私の第三セクターの担当課といたしましては、会社全体の経営の状態ということで考えているところでありますので、今後、この会社から出てきました経営改善計画と、さらに観光施設の評価ということでいただいた内容、それらを含めて、総合的に検討していかなければならないかなというふうに改めて考えているところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、1番議員のほうからご指摘いただきましたけど、我々としても、まだこれ読み込めていない部分がありますから、議員の皆さんもお気づきの点がありましたら、ここここはこうなんだけど、どういうふうに整合取っているんだとか、そういったものを率直に、総合政策の窓口のほうにアドバイスをいただけるとありがたいと思います。よろしく願いします。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 了解しました。よく読み込んで、いろんなところを調べてみたいと思います。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（2）南会津町観光施設評価業務報告書についてを終わります。

これで、町長からの協議議題は全て終了しました。

この後、執行部の皆さんは退席となります。執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

この後の会議は議員のみで行います。議員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時44分

○山内 政議長 再開をいたします。

次に、（3）南会津町議会運営申合せ事項の一部改正についてを議題とします。

説明をお願いします。

議会運営委員長、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 議会運営委員長の楠です。

私から、（3）南会津町議会運営申合せ事項の一部改正について説明いたします。

今回の改正に至った経緯等につきましては、2月29日に開催されました令和6年第1回南会津町議会議員懇談会において、星事務局長より説明しておりますので、今回は省略させていただきますが、その際に、改正や追加したほうがよいと思うことがあれば事務局まで提出して

いただくようお願いいたしましたところ、5名の方から提出がありました。

本日は、その5名の方から提出された意見等を基に、事務局と改正案を作成し、5月9日に開催した議会運営委員会において1時間30分ほど協議いたしまして、同意が得られたことから、皆さんにお諮りさせていただいたところであります。

なお、主な改正点等については、この後、星事務局長から説明させますが、特に一般質問の通告書の部分については、議会運営委員会でも多くの委員の方から意見が出されました。しかしながら、定例会ごとに開催される議会運営委員会においても、委員会中に電話で内容の確認、誤字脱字等も含めた手直しを伴う部分が非常に多く、かなりの時間を要しております。

また、締切日の翌日に議会運営委員会を開催しているわけですが、事務局でも修正等にかなりの時間を要していることから、これらの負担軽減を図るための改正でもあります。

また、執行部側からは、前回から答弁書の配付も、当日であります。頂くようになりましたので、それらのことを含めまして、お含みおきいただき、本日の会議に臨んでいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○山内 政議長 議会事務局長。

○星 博文議会事務局長 議会議事務局長の星博文です。

私のほうから、資料3に基づきまして、南会津町議会運営申合せ事項の一部改正について、ご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

なお、皆さんには、あらかじめ資料のほうを送付させていただきまして、従前の青いファイルのインデックスの21の内容と見比べてくださいというお願いをしておりますので、誤字脱字の訂正ですとか言い回しであったり体裁の統一、こういった部分については、見比べていただいて分かっているらっしゃると思いますので、主な追加だったり改正内容についてのみ、私のほうから説明のほうをさせていただきます。

初めに、資料3の1ページになります。

1ページの中ほどに、4、常任委員の選任についてというところの(2)ですけれども、2行目の後半になりますが、「議会広報委員を除き連続4期(8年)を限度とする。」ということで、今回改正したいということで、提案のほうをさせていただきました。

これまで、3期6年というふうになっておりました。私も経緯等について、過去の申合せ事項と確認しましたら、平成19年3月9日の改正から、こういった3期6年を限度とするというような文言が追加のほうをされております。

なお、その前については、合併で在任特例とか、その辺ございましたので、旧田島・館岩・伊南・南郷の議会から引き続きやられている方が3期6年をオーバーしてしまうというのがあったので、恐らくその辺はなくて、平成19年3月9日の分から、そういったのが入ったのかなというふうに考えております。

なお、この改正案をつくるに当たりまして、郡内の他の下郷、只見、桧枝岐の議会事務局の局長にも電話をさせていただきまして、その辺、制限等あるのかないのか等について確認をさせていただきましたが、郡内の他の町村につきましては、そういった上限は設けていないというようなことでありました。

なお、先ほど議会運営委員長のほうから、5名の方から改正の案といいますか、意見を出していただいたんですけども、その中でも、完全にこういった何期何年というのを撤廃してもいいんじゃないかという意見も正直ございました。また、ある議員の方は、3期6年ですと1期半という、議会の議員の任期が4年なので、1期半という中途半端なので、4期8年という改正がいいんじゃないかというような意見を出していただきました。

事務局といたしましても、これまで過去の経緯等を考えますと、やはり同じ議員の方が長期間ずっとやっていたりするというのもどうかと思いますし、あと選考委員会を設けて、常任委員会の構成については決めるような形になるんですが、ベテラン議員の方ですと、なかなか新人だったり若手の議員の方ですと、そういった方、もう長いから、別な委員会というの、なかなかしにくいんじゃないかという部分も考慮いたしまして、今回、いきなり撤廃するというのはちょっとどうかなというふうにも思ったものですから、今回は撤廃ではなく、4期8年を限度とするというような形で提案をさせていただいたというような中身になってございます。

同様に、同じ1ページの下から3つ目になりますが、5、組合議会議員の推薦について、こちらの1行目の最後のところも、「その継続は8年を限度とする。」ということで、これまでと同様に6年というふうになっていたんですが、ここも今の理由と同様に、8年ということで改正をしたいということで、今回提案のほうをさせていただきました。

次に、2ページになりますが、2ページの第2、本会議・委員会等の運営に関する事項の1の議会招集並びに審議の順序の(3)、ここの部分につきましては、前回の全員協議会の際にも説明させていただいたんですが、今の定例会ですと、基本形が、金曜日に開会して、翌週の金曜日に閉会するというような形になっているんですが、⑤の部分が、この中身でいきますと、①が金曜日になって、②、③が土、日になって、④が月曜日、⑤が火曜日、⑥が水曜日、⑦が木曜日、⑧が金曜日となるはずなんですが、⑤の火曜日の部分が、今まで一般質問という形で

記載されておりました。ですが、皆さんご存じのように、月、火は常任委員会を開催して、一般質問は水、木に基本形は実施しておりますので、今回、⑤の部分については、④の内容と同じ形にさせていただきまして、⑦の木曜日の部分は議案審議という形になっていたんですが、議案審議は金曜日の⑧の8日目に行っていますので、⑦については、⑥同様に一般質問というような形に、今回訂正のほうをさせていただいております。

次に、3ページをご覧になっていただきたいと思うんですが、3ページの上のほう、ク、一般質問という部分になりますけれども、①の部分の後半になりますが、「議会招集日前4日の午後3時までを例とする。」というふうに書かせていただきました。

これは、前回3月定例会、中学校の卒業式とかがありまして、金曜日開会ではなくて、木曜日開会にさせていただきました。その場合ですと、議会招集日前4日といいますと、木曜日開会だと日曜日になってしまいます。なので、例とするということで、それが基本形だよと。ただ、3月定例会のように木曜日開会とかに変わった場合については、「特別の事由がある場合は、この限りでない。」というふうに記載させていただいておりますが、そういった形で金曜日を提出期限とするとか、そういう形に臨機応変に対応させていただきたいという部分で、「午後3時までを例とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。」というふうにさせていただきました。

その後ろに、「なお、原則として本人が議会事務局へ持参するものとするが、メール及びファックス、手書きで提出する場合は、同日の正午までとする。」というふうになっております。ここについては、今までは、メール及びファックスの場合は正午までというような形になっていたんですが、手書きで提出された場合に、翌日の9時から議会運営委員会が開催されます。あとは、翌日の午後3時から課長会議が開かれまして、一般質問の答弁書を作る割当ての担当課を決める会議をするんですが、そこに出す際には、手書きで提出していただいたものを事務局のほうでパソコンで打ち込んで、それを印刷したり、あとは、議運に諮って訂正が入った場合は、それらを訂正したもので課長会議に出しているという形になっております。

なお、手書きの場合で3時ぎりぎりに持ってきた場合には、その後、くじ引きをやったり、翌日の議会運営委員会の資料等の作成をしたりということで、事務局でかなりの手間になってしまうものですから、今後につきましては、メールとファクスだけではなくて、手書きで提出される場合には正午までにさせていただきたいというようなことで、提案のほうをさせていただいております。

次に、②なんですが、一般質問通告書の1号様式、2号様式ということで、これまで記載例

のみで様式が載っていなかったものですから、今回でいいますと6ページ、7ページに、一般質問通告書の1号様式と2号様式の様式を載せさせていただきました。

そこには、「質問内容がわかるよう具体的かつ簡潔に記入するものとする。なお、記入にあたっては、記載例を厳守すること。」ということで、その後、8ページ目に記載例を載せさせていただいたということになります。

なお、この部分の8ページについては、後から説明させていただきたいというふうに思います。

続きまして、同じ3ページの中ほど、クの一般質問の同じところの⑩というところに新たに、「一般質問においては、お願い・要望・お礼の言葉を述べること、及び己の主張や見解を述べて終わることは厳に慎むこと。」というのを新たに加えさせていただきました。

こちらについては、議員の方から、こういった文言を入れたほうがいいんじゃないかというような提案がございまして、私もいろいろ調べさせていただきました。皆さんもお持ちだと思っておりますが、議員必携の158ページから159ページにかけてなんですが、一般質問の中で、読み上げさせていただきますと、また、質問であるから、あくまで質問に徹すべきで、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むべきであるというような記載が議員必携にも書いてございます。

あと、事務局にあります、こういった「地方議会・議員の基礎知識」という本があるんですが、この中もご紹介させていただきますと、一般質問は、議会の持つ諸機能発揮の基になるものです。議会の役割、機能を発揮するために個々の議員に付与されている権限です。したがって、質問は議会全体のために行使する権限であるという認識を持って行う必要があります。一般質問は、当該団体の政策の基本的な方向性や重要な行政課題について行うものであって、個々の住民や特定地域の要望等についてただす地域要望の実現を目指す手段に使うべきではありませんという形で記載されています。

また、全国の市区町村の一般質問についての、いろんな何か書いていないかなということで、インターネットでも検索させていただきましたんですが、今私が読み上げるのは市なので、市民という形になっていますが、一般質問とは、市民の代弁者である議員が質問し、議員を通して市民へ執行部が答弁する場です。議員がおのれの主張を述べる場ではありません。議員は市民の代表としての自覚を持ち、適切な一問一答とする責任を負いますというような記載がございました。

こういったことから、事務局といたしましても、度々議長の方からも一般質問の際に、あ

りがとうございましたとかそういう話があったときに、議員の方に注意する場面があったかと思うんですが、そういったのがかなりの頻度で見受けられますので、議会運営委員会の中でも、厳に慎むことだと、ちょっと厳し過ぎるんじゃないか、さっきの議員必携も読んだように、「厳に」とは議員必携にも入っていません。

ただ、やはりその辺、皆さんに意識をしていただきたいという意味もございまして、議員のほうから提案があった内容に、「厳に」というふうに入っていたものですから、私もあえて、「厳に慎むこと」というような表現をそのまま使わせていただいたところでございます。

続いて、ケの質疑のところの③「質疑は、発言時間を概ね30分」ということで、発言時間を制限するものとしか書いていませんでしたので、今日もありましたが、議長のほうから、おおむね30分に制限しますというアナウンスがあるかと思いますので、そのような形で表現の統一を図らせていただいたところであります。

あと、5ページになりますが、本日この場で皆さんのほうにお諮りさせていただきまして、ご承認いただければ、本日付で決定したということで、この申合せ事項を改正したいというふうに考えておりますので、5ページの一番最後になりますが、「一部改正令和6年5月16日（全員協議会決定）」というのを案としてですが、入れさせていただいております。

最後になりますが、8ページ、記載例をご覧になっていただきたいんですが、これまでは、従前の青ファイルの21の部分と見比べていただければあれなんですけど、従前のものにつきましては、今回お配りさせていただいた8ページには、前置きといいますか、前段の部分の質問要旨があって、①、②、③というようなことで質問項目ということで、分けて記載例を書かせていただいておりますが、以前の別紙例ということで載っていた部分は、この前置きの質問要旨の部分がなくて、①、②、③とかいう、今回でいう質問項目だけが書かれておりました。

なので、議会運営委員会のほうでもいろんな意見が出たんですが、こういう記載例にしてしましますと、何でもかんでも質問要旨を書かなければならないんじゃないかとか、質問項目だけでもいいんじゃないのかというふうに思われる場合もあるんじゃないかという話もあったんですが、これはあくまで記載例ですので、前置きがあるないとか、この辺については何ら強制するものではないんですが、あくまで分かりやすくするために、こういう記載例を取らせていただいたという形になっております。

なお、この前置き部分につきましては、中ほどの吹き出しにありますけれども、質問要旨は、あくまでやっぱり目安がないと長くなってしまいますので、「5～6行程度とし、質問に至る背景などを具体的かつ簡潔に（発言文そのままではなく、要約して）記載してください。」と。

なお、こういうふうに前置きと①、②、③のような質問の両方がある場合については、分けて記載し、質問項目が複数ある場合は、頭に①とか②、③のような番号を付してくださいというような形にしております。

なお、私も昨年度1年間担当させていただきまして、①とは振ってあるんですが、①の中に2つも3つも質問があったりという方もいらっしゃいますし、あと前置きの質問要旨の部分でも、質問要旨に見えるんだけど、その中に質問しているような文面も見られたりとか、そういうのもありまして、執行部としても、その部分も答えたほうがいいのか、答えなくていいのかとか、そういう悩む部分があるので、質問についてはこういった形に、下に①、②、③のような形で分かるように書いてくださいというような内容で、少しでも以前よりは分かりやすい記載例になったのかなというふうに考えております。

なお、議会運営委員会でも、今回の先週行った議会運営委員会ではなく、その前の議会運営委員会になりますが、運営申合せ事項、これをそのような形に訂正してしまいますと、今のみなみあいづ議会だよりの編集方針であったり、あとは、みなみあいづ議会だよりの一般質問要約原稿作成マニュアルというのがあるんですが、そこには、要約は通告書と第一答弁により600字以内でお願いしますというような表記になっております。そうしますと、事前に出す通告書にも書いていない、さらに町長の第一答弁、ここで町長が答える最初の答弁しか書けないので、そうすると、議会だよりに書けなくなってしまうんじゃないのかという意見がございました。

その件につきましては、事前に議会広報委員長とも協議をさせていただきまして、本日皆さんのほうに、この運営申合せ事項の一部改正について提案させていただいて、了承が得られたならば、この後、議会運営委員会において、編集方針とか一般質問の要約原稿作成マニュアル、こういった部分も、どういった文言がいいのかあれなんですけど、一例といたしましては、一般質問の原稿は質問者の通告書というところに、質問者の通告書（第一質問を含む）とかということで入れさせていただければ、一般質問の当日に皆さんがここでいろいろ話す内容、それも含めて議会だよりに載せる原稿を作れるということになりますので、従前のものと何ら変わりなく作成ができるようになりますので、そういった形で、承認が得られた際には、ぜひ広報委員会のほうに諮っていただいて、承認をしていただいて、6月定例会の際に全議員にお配りするような形でお願いできないかというような話をさせていただいたところでございます。

長くなってしまいましたが、私からは以上になります。よろしく申し上げます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、

発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 意見なんだけど、5ページの4番、その他だが、説明しなかったね。5ページの4番、その他、パンプスとか電源を切るとか言わなかったの、説明したかな。最後に、令和6年5月16日というのは、私の聞き違いだったらごめんなさい。

○山内 政議長 説明しなかったな。

局長。

○星 博文議会事務局長 冒頭に話しさせていただきましたように、事前にお送りして、青ファイルと見比べていただいているので、主な改正点だけ説明させていただくということで、説明は確かに今、川島議員言われたように、しませんでした。

この「パンプスを含む」という部分につきましては、革靴という表記にしかになっていなかったもので、女性、今は丸山議員1人でありますけども、今後、女性の議員とか増えていった場合等に、女性については革靴とは言わないということで、パンプスを含むという形にしないと、女性の立場から見ると、ちょっとこの表現ではどうなのかなという部分がありましたので、今回追加をさせていただきました。

あと、(2)の「議員は、会議中、携帯電話等の電源を切るか」というふうになっているんですが、ここは今まで、スイッチを切るかというふうになっていたかと思います。ですが、ここは、議場の傍聴席の入口にある表示も何でもそうなんです、電源を切るかという表現に全てなっているので、表現を統一するために、今回はスイッチを切るかじゃなくて、電源に直させていただいたというふうになっております。

なお、議会運営委員会の中でも、こういったタブレットの使用とか、こういうのも認めるような方向で直してはどうかというような意見も出されたんですが、今、古川委員長を委員長として、DXの議運の小委員会という位置づけで検討しておりますので、そこでまとめた内容で後で改正するように、今回はその部分については、あえて改正はしないというような形にさせていただいたところでございます。

以上です。

○山内 政議長 8番、よろしいですか。川島君、よろしいですか。

○8番 川島 進議員 結構です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 全体的には、字句とかそれぞれ変わっておりますので、よろしいかなと思います。

3ページの一般質問の①がちょっと引かかるんですが、4日の午後3時までを例とするわけですが、通告書、「ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない」という特別の事由ということと、「なお、原則として本人が議会事務局へ持参するものとするが、メール及びファックス、手書きで提出する場合は」ということで続いておりますけど、手書きというのがちょっと気になります。

今、局長の話の中で、手紙なんていうことも一部言葉が出てきたんですが、メール及びファックスというのは、通信の方法をいっているんでないかなと思います。それで、手紙というのなら分かるんですが、そこに手書きというのが入っているのは、事情は分かりますけども、手書きの場合は3時まででもいいわけですよ。

○山内 政議長 それを改正しようということ。

〔「正午まで」と言う者あり〕

○2番 芳賀正義議員 正午までですね。

それで、正午までということは、ちょっと早くなるわけですね、メール、ファックスの場合はね。

それで、手書きの場合は遅くなっちゃうんだね。遅くなっちゃうと困るんですが、手書きというのはあくまで、そこまで書かなくとも、手書きのメールもあったり何だりするわけなんですけども、その辺はどういうふうに区別するか。

私の区別としては、メール及びファックス及びとか、そういうことで手書きを区別すればいいのかなとも思うんですが、手書きがどうも気になるんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○山内 政議長 局長。

○星 博文議会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほども、私の説明が悪かったのかと思いますが、説明はさせていただいたんですが、議会招集日前4日の午後3時までというふうにしますと、今年でいいますと、9月定例会が想定されるんですが、3連休が2週連続続いて、そうしますと、また金曜日開会の翌金曜日閉会という形になると、ちょっと終わるのが無理なんじゃないかなというのも想定されます。

そうしますと、例えば3月定例会と同じように、木曜日開会にした場合に、議会招集日前4日といいますと、水、火、月、日になってしまいますので、日曜日の午後3時までに出せとい

う形になるんですが、土、日は役場は休みですので、事務局に来られてもいないので、そうなるかと、金曜日締切りにするしかないと思うんです。

そうしますと、議会招集日前4日というふうに言い切ってしまうと、そこに合致していないことになってしまいますので、例とするというのは、それを基本形とするが、今お話しさせていただきましたように、木曜日開会とかな場合は日曜日じゃなくて、さらに2日前倒しにして金曜日締切りにさせていただきたいということで、「特別の事由がある場合は、この限りでない。」というふうにさせていただいたということでございます。

なお、「原則として本人が議会事務局へ持参するものとするが」というのは、基本的には締切り日の3時まで、今までどおり本人が持ってきていただいて、USBとかにデータと紙ベースとかで持ってきていただいて、提出していただくというのが基本なんですけど、やっぱり病院に通院するとか、何らかの理由があって来られない方もいらっしゃると思うので、そういう場合はメールとかファクスでの受付でも可能ですよと。ただ、その場合はお昼まで、正午までに出してくださいよという形に今までなっていました。

ただ、先ほども説明させていただきましたように、紙に手書きで書いて、はいと3時に持ってこられますと、それから、翌日の朝9時から議運を開くんですが、やっぱりちょっと訂正があったりしますと、手書きですと直せないんで、事務局のほうでパソコンで、様式に全部手書きの内容を打ち込みしまして、それを印刷したもので議会運営委員会に諮っています。

そうしますと、3時ぎりぎりに持ってこられて、事務局で全部打ち替えて、翌日に朝9時から議会運営委員会といいますと、本当に夜8時、9時まで残業して準備するときもあるんですが、そういう形になってしまいますので、手書きで提出される方は、ぎりぎりの3時ではなくて、遅くとも締切り日のお昼、正午までに持ってきてくださいというお願いの意味で、今回、そのように改正させていただきたいということでございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

事前に皆様方に周知申し上げまして、それぞれご提案いただいた内容であります。事務局長が今説明しましたように、取りまとめて、その後、議会運営委員会で慎重に検討と議論をいただいた内容でありますので、今回はこの申合せ事項で進めさせていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

ほかに、よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 これで、(3) 南会津町議会運営申合せ事項の一部改正についてを終わります。

す。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で協議議題は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和6年第2回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時16分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政